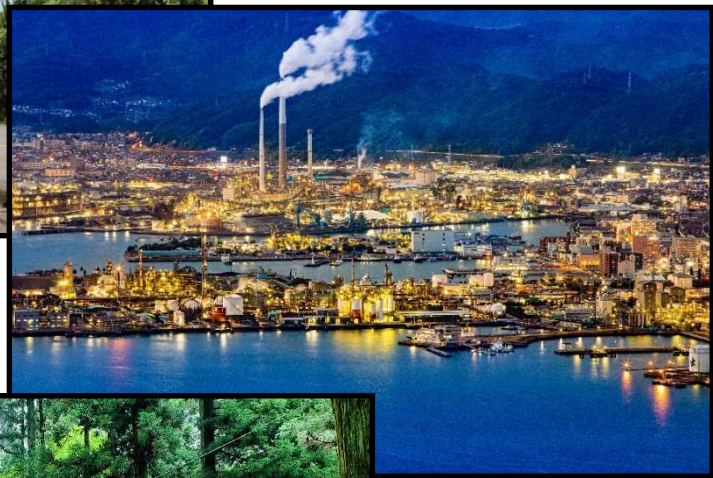


周南市観光関連施設 施設分類別計画



平成30(2018)年12月
(令和5(2023)年3月改訂)

周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	2
第4章 施設の現状と課題.....	4
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	7
第6章 今後の施設の方向性.....	7
第7章 計画期間.....	8
参考資料.....	9

第1章 本計画の目的

周南市観光関連施設施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の観光関連施設について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

①太華山関連施設

瀬戸内海国立公園である太華山に来られる観光客が快適に過ごすことができるよう山頂広場やトイレを整備したものです。

②湯野温泉関連施設

日本国有鉄道から土地の払い下げを受けた昭和32(1957)年以降、観光客や市民の憩いの場である湯野温泉郷の発展のため、公園や泉源等を整備したものです。

③夜市川観光親水化用地

湯野地区を流れる夜市川を中心に「水と緑の回廊」をめざした潤いのある快適な水辺水源を創造して、「清流」と「出湯の里」が一体となった魅力ある温泉郷として整備したものです。

④⑤かじか小屋・もみじ小屋関連施設

美しい自然環境を有する高瀬峡において、観光客にゆっくりと余暇をすごしてもらうために整備したものです。

⑥刈尾海水浴場関連施設

旧徳山市唯一の海水浴場として昭和40年代に整備し、海水浴客の快適な利用のため、シャワー室やトイレなどの関連施設を整備したものです。

⑦千石岳関連施設

豊かな自然環境の中で、快適に登山を楽しんでいただけるよう東屋、トイレを整備したものです。

⑧黒岩峡関連施設

石城山県立自然公園内に位置する黒岩峡において、快適な時間を過ごすことができるよう、用地の取得やトイレを整備したものです。

⑨三丘温泉源関連施設

三丘温泉の旅館などに、市有泉源から安定的に配湯するための施設として整備したものです。

⑩烏帽子岳ウッドパークキャンプ場

地域の特性を生かした自然とのふれあいや、レジャー、保養による心身のリフレッシュを目的に、昭和 63(1988)年から平成 2(1990)年にかけて、山口県が「生活環境保全整備事業」により整備したものです。

その後、平成 2(1990)年に旧熊毛町に譲渡され、「地域農業基盤確立農業構造改善事業」により、キャンプ場、炊事場、トイレを整備しています。

第 3 章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は産業観光施設です。

図表 1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	太華山関連施設	大字栗屋10253番地5	楯浜	広域	観光交流課
2	湯野温泉関連施設	大字湯野	湯野	広域	観光交流課
3	夜市川観光親水化用地	大字湯野	湯野	広域	観光交流課
4	かじか小屋	大字高瀬297番地	和田	広域	観光交流課
5	もみじ小屋	大字高瀬315番地2	和田	広域	観光交流課
6	刈尾海水浴場関連施設	大字大津島1466番地	大津島	広域	観光交流課
7	千石岳関連施設	大字高瀬	和田	広域	観光交流課
8	黒岩峡関連施設	大字小松原1721番地1	三丘	広域	観光交流課
9	三丘温泉源関連施設	大字小松原	三丘	広域	観光交流課
10	烏帽子岳ウッドパークキャンプ場	大字八代10111番地の1	八代	広域	農林課

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

各施設の建物の現状は次のとおりです。なお、これらの観光関連施設については、本市作成の劣化判断表による自主点検は、項目がそぐわないことから行っていませんが、適宜、施設の内容、規模に応じた点検を行っています。

①太華山関連施設

地元団体にトイレの管理や山頂広場などの草刈りを委託し、良好な環境を維持しています。山開きのイベントや登山客等、年間を通じて多くの方が訪れています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	太華山登山口便所	9.60	昭和56年	S /24年	経過
2	太華山登山口便所	1.20	昭和57年	S /24年	経過
3	太華山山頂駐車場便所	16.83	平成5年	RC /38年	未経過

②湯野温泉関連施設

多くの入浴客が訪れる湯野温泉において、憩いの場となる用地やお湯を旅館等に安定的に供給する重要な施設として維持管理しています。泉源用地として、湯野荘水源地、第1・第3泉源用地、第2泉源用地、駐車場用地、湯野温泉薬師寺用地、湯野遊園地を市が保有しており、関連施設としてポンプ舎があります。なお、市有地泉源は「湯野温泉事業協同組合」に貸し付け、同組合において配湯事業を行っています。令和4(2022)年3月に国民宿舎湯野荘を廃荘とし、11月に地域譲渡いたしました。現在、宿泊施設は芳山園、紫水園の2件、その他老人福祉施設等へ配湯しています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	湯野温泉ポンプ舎 第2	9.67	昭和50年	CB /34年	経過

③夜市川観光親水化用地

湯野温泉郷の中心を流れる夜市川沿いを、観光客がゆっくりと散策できる施設となっています。草刈り等の維持管理は地元団体に委託しています。

④⑤かじか小屋・もみじ小屋関連施設

観光客が快適に利用することができるように、草刈りやパトロール、トイレ清掃等、維持管理を地元団体に委託しています。ここ数年施設の利用はなく老朽化も進んでいます。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	かじか小屋	29.16	昭和61年	W /15年	経過
2	もみじ小屋	22.52	昭和63年	W /15年	経過
3	もみじ小屋公衆便所	4.31	昭和63年	W /15年	経過

⑥刈尾海水浴場関連施設

平成 20(2008)年頃までは利用者が 2 千人前後で推移していましたが、利用者の減少と、地区全体の高齢化の問題から開設運営を委託することが難しくなったため、平成 27(2015)年から閉鎖しています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	刈尾海水浴場倉庫	9.21	昭和61年	CB /34年	経過
2	海水浴場施設便所	21.70	昭和45年	CB /34年	経過
3	刈尾海水浴場シャワー室	46.40	昭和58年	CB /34年	経過
4	海水浴場施設便所	14.40	平成2年	S /24年	経過

⑦千石岳関連施設

登山道の草刈りやトイレの清掃などを地元団体に委託し、適正な維持管理を行っています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	千石岳公衆便所	4.00	昭和61年	W /15年	経過
2	千石岳東屋	4.00	平成元年	W /15年	経過

⑧黒岩峡関連施設

年間を通じてトイレ清掃や、7月から8月のシーズン中の駐車場の警備を「周南市シルバー人材センター」に委託し、適正な維持管理を行っています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	黒岩峡公衆便所	15.00	平成5年	W /15年	経過

⑨三丘温泉源関連施設

泉源用地として、泉源タンク用地（旧三丘温水プール）を市が保有しており、関連する施設として、泉源ポンプ等があります。国民保養温泉地として環境省から指定されている三丘温泉の各施設へ安定的に配湯する施設として、適正に維持管理を行っています。現在、市の施設である東善寺やすらぎの里と、三水園、その他老人福祉施設等への配湯を行っています。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	楠泉源タンク小屋	4.00	平成6年	S /24年	経過
2	第一泉源ポンプ小屋	7.91	平成10年	S /31年	未経過
3	第二泉源ポンプ小屋	3.31	平成9年	S /24年	経過

⑩烏帽子岳ウッドパークキャンプ場

近年のキャンプブームにより、利用者が平成29(2017)年度23名から、令和3(2021)年度には259名に増加し、県外からの利用者も増えています。令和3(2021)年度に従来からの課題であった洋式トイレへの改修や、電灯の改修を行い、利便性の向上を図りました。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	設置・建築年	主構造/ 法定耐用 年数	法定耐用 年数
1	烏帽子岳ウッドパーク炊飯棟	40.50	平成2年	W /15年	経過
2	烏帽子岳ウッドパーク便所棟	19.44	平成8年	W /15年	経過
3	烏帽子岳ウッドパーク東屋	30.00	平成8年	W /15年	経過
4	烏帽子岳ウッドパーク便所(東屋)	9.00	平成8年	W /15年	経過
5	烏帽子岳ウッドパーク便所(奥関屋)	9.00	平成8年	W /15年	経過

第5章 施設を取り巻く状況と課題

太華山や湯野温泉、夜市川観光親水化用地、千石岳、黒岩峡は、本市の重要な観光施設であり、また、国民保養温泉地として環境省から指定されている三丘温泉は、憩いの場、癒しの場として、烏帽子岳ウッドパークキャンプ場は、自然とのふれあいやレジャー等として利用されています。

これらの施設については、これまで通り、観光客や市民が安全かつ快適に過ごせるよう、関連施設を維持していくことが求められます。

なお、烏帽子岳ウッドパークキャンプ場については、管理委託している烏帽子岳八代奉賛会の会員の高齢化が問題となっています。

また、かじか小屋、もみじ小屋は、老朽化に加え、利用者がいない状況となっており、刈尾海水浴場は閉鎖しています。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検査シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

この結果、今回の一次評価では次のような結果となりました。

施設名		今後検討すべき施設の方向性
1	太華山関連施設	「継続利用（現状維持）」
2	湯野温泉関連施設	「継続利用（現状維持）」
3	夜市川観光親水化用地	「継続利用（現状維持）」
4	かじか小屋	「廃止」
5	もみじ小屋	「廃止」
6	刈尾海水浴場関連施設	「廃止」
7	千石岳関連施設	「継続利用（現状維持）」
8	黒岩峡関連施設	「継続利用（現状維持）」
9	三丘温泉源関連施設	「継続利用（現状維持）」
10	烏帽子岳ウッドパークキャンプ場	「継続利用（現状維持）」

(2) 総合評価

本市の重要な観光施設として、太華山や湯野温泉、夜市川観光親水化用地、千石岳、黒岩峡、三丘温泉源、烏帽子岳ウッドパークキャンプ場については継続利用とし、これまでと同様に施設の維持管理を行い、安心安全で快適な環境整備に努めていきます。

一方、かじか小屋、もみじ小屋、刈尾海水浴場については、地域との協議を行い、令和5(2023)年度中に用途廃止する予定です。なお、用地やトイレについては、維持管理を継続します。

施設名		今後の方向性
1	太華山関連施設	継続利用とし、適正な維持管理に努める
2	湯野温泉関連施設	継続利用とし、適正な維持管理に努める
3	夜市川観光親水化用地	継続利用とし、適正な維持管理に努める
4	かじか小屋	地元と協議を行い令和5年度中に廃止予定
5	もみじ小屋	地元と協議を行い令和5年度中に廃止予定
6	刈尾海水浴場関連施設	地元と協議を行い令和5年度中に廃止予定
7	千石岳関連施設	継続利用とし、適正な維持管理に努める
8	黒岩峡関連施設	継続利用とし、適正な維持管理に努める
9	三丘温泉源関連施設	継続利用とし、適正な維持管理に努める
10	烏帽子岳ウッドパークキャンプ場	継続利用とし、適正な維持管理に努める

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ		
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性	
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止		
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）		
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化） ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）		
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

周南市観光関連施設施設分類別計画

平成30(2018)年12月

(令和5(2023)年3月改訂)

本計画は、平成30(2018)年度に策定した「周南市観光関連施設施設分類別計画」、「周南市烏帽子岳ウッドパークキャンプ場施設分類別計画」を統合・改訂したものです。

地域振興部観光交流課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8372

FAX 0834-22-8428

電子メール kanko@city.shunan.lg.jp

産業振興部農林課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8360

FAX 0834-22-8375

電子メール norin@city.shunan.lg.jp